

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

松川町農業振興地域整備促進協議会

2 開催日時

令和 2 年 11 月 24 日（火） 午後 3 時 00 分から 午後 3 時 35 分まで

3 開催場所

松川町役場 2 階 大会議室

4 出席者氏名

松川町農業振興地域整備促進協議会構成員

松川町議会議員 3 名

松川町農業委員会委員 16 名

松川町商工会長 1 名（欠席）

区会代表 3 名（1 名欠席）

J A みなみ信州 1 名

幹事（事務局）

南信州農業農村センター普及課係長・J A 営農課長

産業観光課長、農業振興係長（欠席）、農地利用調整推進員、

農林係長、農林係員

5 議題

1. 報告事項

（1）軽微除外・用途変更及び計画変更の報告

2. 協議事項（公開又は非公開の別）

（1）松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第 1 号 農振編入 1 件

議案第 2 号 農振除外 6 件

6 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

—

7 傍聴人の数 0 人

8 会議資料の名称（事前配布）

- ・松川町農業振興地域整備促進協議会次第
- ・松川町農業振興地域整備計画の一部変更一覧表
- ・松川町農振農用地・分断要件図・計画図・現地写真

9 審議の概要

進行 米山課長

（１）開会 （副会長） 間瀬副会長

（２）挨拶 （会長）松下会長 秋の取入など忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。今年は年明けから新型コロナウイルスの感染ということがあります、生活が変わりました。農業面でも松川インターを中心に県外ナンバーが見受けられました。リンゴの販売、接客について大きな変化がありました。ここへきて第３波の心配がされています。上伊那まで感染が迫っており、お互い気を付けていきたいと思います。本日の会議も皆さんにご協力いただき、短時間で行っていききたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（３）報告事項（会長の進行）

① 軽微除外・用途変更及び計画変更の報告

軽微変更 0 件・計画変更 4 件・用途変更 1 件の許可の報告

5 月に審議した申請について編入 1 件、除外 5 件の許可の報告

（４）協議事項

①松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第 1 号-（農振編入）

1 番（除外 5 番と合わせて）

○事務局 編入 1 番と、議案第 2 号農振除外 5 番とは関連がありますので、一緒に説明します。編入 1 番、除外 5 番の申請地は元大島 5883-1 番地。面積は編入が、450 ㎡。除外が 397 ㎡。前回の協議会の際に 450 ㎡に住宅を予定していました。今回の申請で、住宅建築部分を西側道路に面した農地に計画したいと申し出があり、前回除外した部分は編入をしていただくようお願いしました。

○中平文幸委員 説明

今年、5 月に農振除外の協議をしていただきましたが、住宅の建築場所を変更したいと申し入れがあり、現地を確認しました。前回の申請同様ですが、場所は広域農道で、大沢川を渡った、山へ上がったところです。両親は農業を行っており、息子が後を継ぐことを考え、住宅の建築を希望。現在の宅地では狭く、今回の申請地への住宅建築を希望しています。特に問題ないかと思います。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

議案第 2 号（農振除外）

1 番

○会長 1 番の案件については、本会議に出席の方が該当されます。審議中、退席をお願いします。

○事務局 申請地は上片桐 5040-40 番地、面積は 3240 m²の内 221 m²と 49 m²。駐車場と庭を計画。農地区分は 2 種。すでに転用されており、経過報告書を提出いただいています。

○清水祐一委員 説明

場所は上片桐、大沢北部三林です。現地を見ると、新規住宅の周辺に駐車場、庭を希望ということで、実際に利用されていました。周辺も申請者本人の所有地で、他の農業者に迷惑のかからない場所と思われます。特に問題ないかと思えます。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

2 番

○事務局 申請地は上片桐 4718-2 番地、面積は 506 m²。住宅 1 棟を計画。農地区分は 2 種。申請地の北側に進入路を計画しており、転用の際には一緒に申請される予定です。

○松下正美委員 説明

登記では、田んぼになっていますが、現在は近所の方が借りて野菜を作っている畑です。息子さんが帰ってきて家を建てたいということで、この申請が出ています。申請された土地の周辺はすべて申請者の親の土地となり、周辺への影響はないかと思えます。申請地の西側の道路は狭く、大型の自動車の走行は困難で、申請地とも 1.5m 位の段差があり、進入路として計画できず、事務局の説明にもありましたが、県道からの進入路を設けて建築することを計画されています。分筆後の農地は農業を継続していくということです。場所は上片桐鶴部の神社の北側です。特に問題ないかと思えます。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

3 番

○事務局 申請地は元大島 99-1 番地、面積は 452 m²。住宅 1 棟を計画。農地区分は 2 種。

○松下守委員 説明

場所は元大島古町、台城公園駐車場の西側です。土地の所有者の会社の従業員が住宅建築を考えており、土地を探していました。現在、申請地は近所の人が耕作をしています。土地の所有者である社長の父が亡くなったこともあり、将来農地として継続していくのは難しいと考え、農地をどうにかしたいと考えており、今回の申請となりました。周辺の農地所有者に大きな影響はなく、周りは住宅に囲まれていることもあり、やもうえないかと思えます。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

4 番

○事務局 申請地は大島 2901-1 番地、面積は 1323 m²の内 500 m²。住宅 1 棟。農地区分は 1 種。1 種農地は原則として許可できませんが、不許可の例外として、住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとあり、その内容に該当すると考えられます。

○松下敏章会長 説明

場所は大島西山の池の平西側の一番奥の山付けになります。現在はリング畑になっています。所有者の土地に孫が住宅を建てる予定です。現在は古町のアパートに暮らしており、実家のお隣りへ住宅を建てたいということで、申請がありました。近隣への影響はないと考えられます。実家の近くへ家を建てたいということで、やもうえないかと思います。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

5 番・・・編入 1 番と同時に審査しました。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

6 番

○事務局 申請地は上片桐 4611 番地、面積は 593 m²。事業用駐車場。農地区分は 2 種。航空写真では申請地の東側が畑のようになっていますが、駐車場として整備されています。国道からの進入を予定されていて、そちらの駐車場を通り、計画された駐車場に入る予定です。

○松下正美委員 説明

場所は上片桐、国道 153 号線の鶴部の信号を中川方面に向かって左側、なだらかな傾斜の土地です。申請者の会社は建設用の大型機械を扱う業種で、現在の場所だけでは、狭く、拡張をしたいということで申請されています。申請地と、国道からの進入のある駐車場の間には赤線があります。通り抜けできない土地ですが、転用までに建設課へ占用申請する予定です。所有者は高齢になり、体を壊し、後継者も継続して農業を続ける状態になく、やもうえないと思います。

【全員賛成】

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

10 その他 無

11 閉会（間瀬副会長）